

【八戸市教育委員会】

端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	15,468	15,468	15,178	14,809	14,318
小学校児童数	10,083	10,083	9,867	9,530	9,111
中学校生徒数	5,385	5,385	5,311	5,279	5,207
② 予備機を含む整備上限台数	17,788	17,788	11,800	1,094	329
③ 整備台数（予備機除く）	-	5,385	9,793	-	-
④ ③のうち基金事業によるもの	-	5,385	9,793	-	-
⑤ 累積更新率	0.0%	34.8%	100.0%	-	-
⑥ 予備機整備台数	-	269	489	200	150
⑦ ⑥のうち基金事業によるもの	-	269	489	200	150
⑧ 予備機整備率	0.0%	5.0%	5.0%	6.4%	7.4%

（端末の整備・更新計画の考え方）

- ・ 前回の整備から5年を超えた端末を更新する。調達方法は、リースによるものとする。
- ・ 整備に当たっては、次年度の児童生徒の人数に応じた端末を整備する。【2ヵ年計画】

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

▶ 更新対象端末情報

㊦ 前回整備端末台数	16,698 台	（令和2年12月1日現在）
㊧ 故障等による使用不可台数	348 台	（令和6年9月30日現在）
㊨ 使用可能台数	16,350 台	：㊦－㊧
・ 使用台数	15,468 台	（令和6年5月1日現在）
・ 予備機数	882 台	（令和6年3月31日現在）

▶ 処分方法

1. 故障等による使用不可端末について（上記㊧）

- ・ 再使用・再資源化不可につき廃棄 348 台

2. 使用可能端末について（上記㊨）

① 指導者用端末として再利用（利用期限：令和11(2029)年6月）	1,500 台	※
② 教育委員会用タブレットとして再利用（利用期限：令和11(2029)年6月）	500 台	
③ 行政部局用タブレットとして再利用（利用期限：令和11(2029)年6月）	2,000 台	
④ 教育施設用タブレットとして再利用（利用期限：令和11(2029)年6月）	500 台	
⑤ 公民館用タブレットとして再利用（利用期限：令和11(2029)年6月）	200 台	
⑥ 町内会用タブレットとして再利用（利用期限：令和11(2029)年6月）	2,000 台	
⑦ 小型家電リサイクル法の設定事業者により再使用・再資源化を委託	9,650 台	

※ 再利用後、利用期限に到達した端末（①～⑥）については、⑦と同様の取扱いとする。

▶ 端末のデータの消去方法

- ・ 処分事業者へ委託する。

▶ スケジュール（予定）

令和8(2026)年1月	新規整備端末の使用開始（令和7年度整備分）	5,654 台
令和8(2026)年9月	新規整備端末の使用開始（令和8年度整備分）	10,282 台
令和9(2027)年7月	処分事業者選定（令和7・8年度更新分）	
令和9(2027)年9月	使用済端末の事業者への引き渡し（令和7・8年度更新分）	
令和10(2028)年1月	新規整備端末の使用開始（令和9年度整備分）	200 台
令和11(2029)年1月	新規整備端末の使用開始（令和10年度整備分）	150 台